

## 広島県告示第八百八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十五年十二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 起業者の名称

福山市

### 二 事業の種類

（仮称）福山市神辺地域交流センター建設工事

### 三 起業地

#### 1 収用の部分

広島県福山市神辺町大字川北字下井ノ端地内

#### 2 使用の部分

なし

### 四 事業の認定をした理由

#### 1 法第二十条第一号の要件への適合性について

（仮称）福山市神辺地域交流センター建設工事（以下「本件事業」という。）は、旧深安郡神辺町（以下「神辺町」という。）地域を対象に、庁舎機能、生涯学習施設機能及び体育館機能を併せ持つ複合施設を整備しようとするものであり、法第三条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び法第三十二条に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

#### 2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である福山市は地方公共団体であり、本件事業に係る財源措置を講じている。また、福山市は本件事業について、施設の設置及び管理に関する条例を制定する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

#### 3 法第二十条第三号の要件への適合性について

（一）本件事業は、福山市神辺支所（以下「現支所」という。）と神辺中央コミュニティセンターを現在の敷地から神辺文化会館北側敷地に移転すると同時に、新たに体育館機能を併せ持つ複合施設を建設し、百八十一台分の駐車場を整備するものである。

福山市と神辺町とは、平成十六年六月に福山市・神辺町合併協議会を設置し、平成十八年三月に神辺町を福山市に編入合併し、同時に神辺町庁舎を現支所とした。

現支所は、昭和四十五年建築の鉄筋コンクリート造の建物で、築四十三年が経過し、福山市が独自に耐震診断を実施した結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」と判定されている。また、現支所は、広島県福祉のまちづくり条例（平成七年三月十五日制定。以下「まちづくり条例」という。）施行以前の建物の

ため、昇降機、階段及び便所等がまちづくり条例に規定された整備基準（以下「整備基準」という。）に適合しておらず、だれもが安全に利用できる状況にはない。

神辺町の生涯学習施設については、神辺中央コミュニティセンターがあるが、昭和五十一年建築の鉄筋コンクリート造の建物で、築三十七年が経過し、設備機器の老朽化が進んでいる。現支所同様、まちづくり条例の施行以前の建築であり、整備基準の不適合箇所は広範囲にわたっている。さらに、常駐職員がおらず、利用者は鍵の受け渡し等で現支所との行き来が必要であり、利便性の面からも課題がある。

一方、福山市では、スポーツ・レクリエーション活動への参加促進、競技スポーツの充実といった取り組みに加え、高齢化社会の進展や余暇時間の増大等による市民の健康維持や体力向上への関心の高まりもあり、市内の社会体育施設利用者は年々増加している。しかしながら、神辺町内には社会体育施設としての体育館が無いため、スポーツや地域間交流イベントなどは町内の小中学校体育館を利用して行われている。小中学校の体育館は学校行事が優先される上に、利用可能時間やスペース的にも限られていることから、市民がいつでも気軽にスポーツに親しめ、地域間交流にも活用できる社会体育施設への需要が高まっている。

このような課題に対処するため、耐震性を備え、整備基準に適合した、安全でだれもが利用しやすい複合施設として本件事業を計画したものである。

本件事業が完成すれば、第一に、庁舎及び生涯学習施設の耐震性や整備基準の問題が解消される。このことにより来庁者や職員の安全性が確保されるとともに、バリアフリー化されることにより、すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるようになる。第二に、統合移転とすることで、機能が集約され、職員の執務体制の効率化、市民サービスの向上を図ることができる。第三に、新たに体育館機能を併設することから、市民が気軽にスポーツ等を行う場の提供が可能となる。

また、神辺文化会館北側敷地へ移転することで、文化ホール機能を共用することが可能となり、神辺町民のコミュニティ活動の拠点として、地域発展に寄与することができる。

さらに、百八十一台分の駐車場を同一敷地内に整備することにより、地域住民が集まりやすい施設となり、生涯学習の推進及びスポーツレクリエーションの振興にも寄与することとなる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

他方、本件事業の起業地内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地について、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、起業者が「広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないこと

などから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、本件事業の位置の選定については、神辺文化会館北側案（以下「申請案」という。）のほか、神辺文化会館南側案及び神辺文化会館西側案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

(三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3(一)で述べたように、現支所は耐震改修が必要であり、生涯学習施設についても設備機器の老朽化が進んでおり、社会体育施設への需要も高まっている。本件事業の実施により、耐震性や整備基準の問題は解消され、社会体育施設への需要も満たされることとなる。

また、福山市・神辺町合併建設計画では、庁舎に生涯学習機能を付加した複合施設の整備及び体育館の建設が具体的施策として上げられている。さらに、第四次福山市総合計画では、これらを一体的に整備することを主要事業として位置付けており、本件事業の施行は、合併後の両市町の一体化を促進すると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

## 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県福山市役所 企画総務局総務部総務課